



経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A201600620 2016-2052 2017/01/15 (事故発生地) 東京都	換気扇	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○入浴後に浴室天井に設置された当該製品のスイッチを入れて換気を始めたところ、発煙、発火した。○当該製品の速結端子が焼損し、芯線を押さえるばねが焼失していた。○当該製品の速結端子に接続されていた電源用電線は両極ともに芯線の先端が溶融していた。○電源用電線は工事説明書に指定された位置に電源用電線の穴の加工が行われておらず、湿気の通る換気穴を通して速結端子に接続されていた。○その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。●当該製品に接続されていた電源用電線が換気穴を通して速結端子に接続されていたことから、入浴中の湿気が電源用電線等で結露し、その水分が電源用電線を伝って速結端子内部に浸入したため、トラッキング現象が生じて異常発熱し、出火したものと推定される。なお、工事説明書には、「天井に穴をあけて電源用電線を引き出す。」旨、事業者のホームページには、「正しい施工をしないと内部の充電部に湿気が浸入し、トラッキング現象により発煙、発火につながる。」旨、記載されている。	(受付:2017/01/26)
A201600643 2016-1966 2016/12/23 (事故発生地) 香川県	電気こんろ	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が火傷を負った。	○当該製品は、同型品1台と並べて使用されており、ともに製品外郭の焼損が著しかった。○2台ともにスイッチはオン状態で、ヒーターに通電されていた。○当該製品の電源コードに断線及び溶融痕が認められたが、通常の使用において応力のかからないコード中間位置であった。○2台ともにスイッチ部、内部配線、ヒーター部等の電気部品に異常はなく、出火した痕跡は認められなかった。●事故発生時の詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2017/01/31)
A201600718 2016-2299 2017/02/14 (事故発生地) 長野県	温水洗浄便座	店舗で当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、便座後方に焦げ及び穴空きが認められ、当該箇所の便座内部でヒーター線が断線していた。○当該製品の便座側面の便座コードブッシュ部が青く変色していた。○便座内部は、便座コードブッシュ部から後方部にかけて、塩素を含む強酸性の液体が浸入し付着しており、ヒーター線断線部付近を含めて一部のヒーター線被覆は変色し硬化し、ヒーター線を接着しているアルミ箔が異常に腐食していた。○ヒーター線被覆の変色は内部にまで達しており、抵抗線表面が腐食し、塩素が検出された。○事故現場に設置された同一製品についても、当該製品と同様に便座側面の便座コードブッシュ部が青く変色しており、便座後方部の便座内部に液体が浸入し付着した痕跡が認められた。○当該製品は店舗に設置され、従業員が1日1回、酸性の洗浄剤を使用して清掃していた。●当該製品は、便座内部から塩素を含む強酸性の洗剤が検出されたことから、過度な清掃方法により洗剤が浸入するとともに、便座着座時の繰り返し応力によりヒーター線が断線し、事故に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「洗浄ノズルや、本体等のプラスチック部分の手入れをするときは、薄めた台所用洗剤(中性)を使用し、トイレ用洗剤、住宅用洗剤等は使用しない。」旨、記載されている。	(受付:2017/02/24)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A201600719 2016-2322 2017/02/17  (事故発生地) 東京都	エアコン（室外機）	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該住宅の漏電遮断機から異臭がして、その後当該製品から異音が生じて発煙するとともに、電気冷蔵庫が動作しなくなった。○事故発生時、当該製品は運転していなかったが、制御基板には通電されていた。○制御基板の電解コンデンサの防爆弁に開放及び焼損が認められた。○当該住宅の分電盤内の漏電遮断器外郭に破損が認められ、中性線が焼損し欠相が認められた。●当該製品は、分電盤内の漏電遮断器の中性線が欠相した際の過電圧により、当該製品の電解コンデンサの防爆弁が開放し発煙したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2017/02/27)
A201600729 2016-2351 2017/02/03  (事故発生地) 東京都	電子レンジ	当該製品を使用中、当該製品の庫内の食品を焼損する火災が発生した。	○蓋付き樹脂製容器に入れた米飯を、蓋をした状態で、当該製品の自動加熱モード75℃設定で加熱し、その場を離れたところ、庫内の食品が発火した。○当該製品の庫内や、内部の電気部品に焼損等の異常は認められなかった。○当該製品の動作に異常は認められなかった。○蓋付き樹脂製容器に米飯約150gを入れ、蓋をした状態で自動加熱モードの75℃設定で加熱した結果、発煙発火には至らなかったが、手動800W設定で加熱したところ、約8分25秒後に発煙した。○当該製品の直近5回の使用履歴は、自動加熱モードであった。○取扱説明書には、「蓋付きの容器での加熱の場合、自動で加熱しない。」、「容器に蓋をして加熱すると、赤外線センサーが検知できずに食品が発煙や発火する恐れがある。」旨、記載されている。●当該製品の事故状況が再現できず、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の動作に異常は認められないことから、樹脂製容器に蓋をして自動加熱したため、赤外線センサーが食品の温度を正常に検出できず、過加熱状態となり、発煙、発火したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2017/03/02)
A201600787 2016-2435 2017/03/13  (事故発生地) 愛媛県	エアコン	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○事故発生当時、当該製品は運転していなかった。○当該製品の樹脂製外郭は、熱により溶融、焼損していたが、本体内部の制御基板、ファンモーター等の電気部品、電源コード及びコンセント部は全てが残存しており、焼損していなかった。○当該製品の設置場所より下側にあるベッドのマットレス、ガラステーブル及びテーブル下の敷物が焼損していた。●当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2017/03/27)
A201700019 2017-0082 2017/03/01  (事故発生地) 香川県	電子レンジ	事務所で当該製品を使用中、当該製品のドアを開けて手を入れたところ、左手に火傷を負った。	○当該製品を運転中、弁当のあたため具合を確認するため、ドアを開けて左手を数秒間庫内に入れたところ、どこにも触れていないのに火傷をしたとの申し出内容であった。○当該製品の外観や庫内に焼損等の異常は認められなかった。○ドア開閉時のドアスイッチ部の動作は正常であり、異常は認められなかった。○電子レンジ加熱動作は正常に行われていた。○当該製品は、赤外線センサーによる温度設定機能を有していた。●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2017/04/10)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A201700100 2017-0397 2017/05/14  (事故発生地) 北海道	コーヒーメーカー	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。  (火災)	○当該製品の電源コードが電源プラグのコードプロテクター端部で断線し、断線部に溶融痕が認められた。○断線部以外のコード部分に著しいねじれが認められた。○本体の動作に異常は認められなかった。●当該製品の電源コードに過度な屈曲やねじれが加わったため、コードプロテクター端部で芯線が断線し、スパークが発生して焼損に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「電源コードを引っ張ったり、ねじったりしない。」旨、記載されている。  (E2)	(受付:2017/05/25)
A201700167 2017-0570 2017/05/26  (事故発生地) 東京都	LEDランプ(直管形)	店舗で当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。  (火災)	○当該製品は店舗に設置され、事故発生日の約1か月前から連続点灯されており、事故発生時は、当該製品付属のACアダプター(定格出力DC12V)ではなく、仕様の異なる他社製のACアダプター(定格出力DC24V)が接続されていた。○当該製品のコネクタ部に焼損が認められた。○同等品付属のACアダプターを接続し、DC12Vを印可した結果、電流値は約0.63Aであり、コネクタ部の最高温度は31.5℃であったが、DC24Vを印可した結果、電流値は2.8Aであり、コネクタ部の最高温度は126℃に達した。●当該製品は、使用者が誤って定格出力電圧が異なる他社製ACアダプターを接続して使用したことにより、当該製品に定格以上の電圧が印加されて過電流が流れたため、コネクタ部が異常発熱して焼損したものと推定される。なお、外装の取扱説明書には使用上の注意として、「付属ACアダプター以外の電源で使用しない。」旨、記載されている。  (E1)	(受付:2017/06/23)
A201700192 2017-0597 2017/05/04  (事故発生地) 京都府	電気スタンド	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。  (火災)	○当該製品は、折りたたまれた敷き布団の上に照明部分を上にした状態で置かれ、その上に掛け布団がかぶせられており、掛け布団は当該製品に接した部分が著しく焼損していた。○外郭樹脂の上部は焼失し、下部は正面から見て右側の2本の蛍光灯部の前面に著しい焼損が認められたが、裏面及び底面は焼損していなかった。○その他の部品に出火の痕跡は認められなかった。○使用者は、普段から当該製品を毎朝4時から7時までの3時間使用しており、点灯させる際はタイマーを使用していたが、消灯は手動であった。○事故発生時は夕方であり、使用者は前日から留守であった。●使用者が当該製品に布団を掛けた状態で外出し、その後タイマーで電源が入ったまま長時間放置されたため、蛍光灯の熱がこもって布団が焼損したものと推定される。なお、取扱説明書には、「不安定な場所や、燃えやすいものの近くで使用しない。」旨、記載されている。  (E2)	(受付:2017/07/04)
A201700237 2017-0716 2017/01/00  (事故発生地) 兵庫県	水槽用ろ過器	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。  (火災)	○当該製品は、屋内のコンセントからベランダに引き出した延長コードに接続されていた。○モーターは、周辺が著しく焼損しており、外郭樹脂や発泡スチロールが溶融して固着していたが、出火の痕跡は認められなかった。○電源コードは、本体引出部から3cmの位置で芯線が断線しており、溶融痕が認められた。●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品内部の電気部品に出火の痕跡は認められず、電源コードの断線部に溶融痕が認められることから、電源コードに応力が加わったため断線し、スパークして周辺の可燃物が焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。  (F2)	(受付:2017/07/25)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A201700278 2017-0979 2017/08/03 (事故発生地) 福井県	エアコン	事務所で当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品はファンモーターが収納されている正面右側の一部が焼損していた。○ファンモーターコネクタの端子部が著しく焼損していた。○ファンモーターの電源端子である1番端子(DC140V)及びファンモーターリード線1番端子先端部が焼失していた。○焼損したファンモーターコネクタ部等から、当該製品及び消火剤には含まれないカリウムを含む導電性成分が検出された。○その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。○当該製品は前面グリルで電源箱を遮蔽しており、ファンモーターは電源箱の奥に取り付けられているため、容易に導電性成分物質は浸入しにくい構造であった。○使用者は、エアコン洗浄業者に当該製品の洗浄を依頼したことはなく、当該製品のフィルター等の清掃は行っていたが、清掃時に洗浄剤は使用していなかった。●事故発生以前の詳細な使用状況が不明のため、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の外部から導電性成分が浸入し、ファンモーターコネクタ部に付着したことにより、端子間でトラッキング現象が生じて出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2017/08/10)
A201700362 2017-1200 2017/07/31 (事故発生地) 埼玉県	フードミキサー(ブレンダー)	当該製品の電源プラグを差したまま手入れをしていたところ、スイッチが入り、指を負傷した。	○当該製品及び同等品の動作確認をしたところ、ONスイッチ又はターボスイッチを押すとモーターがすぐに回転し、スイッチを離すと回転が止まることが確認され、両者の動作に差異は認められなかった。○スイッチの接点に異常は認められなかった。○スイッチの起動荷重を測定し、同等品及び類似品5品と比較したところ、著しい差は認められなかった。●当該製品の動作に異常が認められないことから、使用者が電源プラグを差したまま刃に詰まった異物を取り除こうとした際に誤ってスイッチを押してしまい、事故に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「電源プラグをコンセントに差し込んだ状態で、カッターの刃に手で触れない。」旨、記載されている。	(受付:2017/09/15)
A201700434 2017-1435 2017/10/12 (事故発生地) 兵庫県	介護ベッド	使用者が昇降機能のある当該製品と床の間に首が挟まった状態で発見され、死亡が確認された。	○使用者が当該製品と床面との間に頸部が挟まった状態で死亡していた。○当該製品は、外観上の異常は認められず、手元スイッチの動作に異常は認められなかった。○ベッドのホルダ一部は、最も下げたときに14cmまで下がりJIS規格(12cm以上)を満たしていたが、使用者の頸部が床から16cmの位置にあったため、当該製品が下がることで頸部が圧迫されたと考えられた。○手元スイッチはボタンを押しているときだけ動作する機構であり、コネクタプラグを確認したところ端子間の絶縁性に異常は認められなかった。○取扱説明書には、「誤操作によりベッドに挟まれる恐れがあるため、掃除、点検等でベッドの下に入る場合は必ず電源プラグを抜く。」「骨折等のけがをする原因になるため、ベッドの下にもぐり込んだり、手や足を入れたりしない。」旨、記載されている。●事故発生時の状況が不明のため原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常は認められず、使用者が当該製品の下に頭部を潜り込ませた状態で手元スイッチのボタンが押されたため、下がってきた当該製品のサイドレールホルダーと床面との間に頸部が挟まり死亡したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2017/10/18)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A201700446 2017-1393 2017/10/02  (事故発生地) 福岡県	電気洗濯機	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は事故発生の約1か月前から使用されておらず、洗濯槽には何も入っていなかった。○当該製品の焼損は著しく、樹脂部品のほとんどが焼失していた。○運転用コンデンサー及びモーターに異常は認められなかった。○その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。●当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2017/10/23)
A201700447 2017-1480 2017/10/13  (事故発生地) 埼玉県	電気冷蔵庫	異音が生じたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	○爆発音に気付いて確認すると、当該製品の正面右下側下部から炎が出ていた。○当該製品下部の機械室が著しく焼損し、上方に向かってウレタン断熱材が焼損していた。○電源基板、モーター、配線、電源コード等の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。○当該製品の右側面に置かれていたゴミ箱は著しく焼損していた。●当該製品の電気部品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2017/10/24)
A201700462 2017-1483 2017/10/11  (事故発生地) 大阪府	延長コード	当該製品に他の電気製品を接続していたところ、当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。	○当該製品に接続されたエアコンを使用したところ、当該製品のタップ部から出火した。○当該製品のタップ部は、宙づりの状態で使用されていた。○タップ部の刃受け金具は一方が焼失していたが、もう一方に異常は認められなかった。○焼失した刃受け金具の根元付近に溶融痕が認められたが、電源コードとのカシメ部に異常は認められなかった。○電源プラグ及び電源コードに異常は認められなかった。○エアコンの電源プラグに出火の痕跡は認められなかった。○当該製品は、製造後33年経過しており、4、5年前にエアコンの電源プラグが接続される以前の使用状況は不明であった。●事故発生以前の詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品のタップ部にエアコンの電源プラグが宙づりの状態で接続されていたため、使用に伴い接触不良となり、異常発熱して出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2017/11/01)
A201700469 2017-1566 2017/10/21  (事故発生地) 青森県	タブレット端末	寮で当該製品を他社製の充電器に接続して充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、2名が軽傷を負った。	○当該製品は、外郭角部で著しく焼損していた。○焼損している角部には、アンテナ部品やイヤホンジャックが設置されており、各部品に出火に至る異常は認められなかった。○USB端子口周辺が焼損していたが、端子口内部は焼損していなかった。○当該製品内部のリチウムイオン電池セルや基板に出火の痕跡は認められなかった。●当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2017/11/06)





経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A201700720 2017-2032 2018/01/03  (事故発生地) 長崎県	電気ストーブ	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、2名が死亡した。  (火災 死亡)	○当該製品は、本体の正面左側下部を中心に焼損しており、樹脂製ベースは焼失していた。 ○当該製品の切替スイッチは弱の位置であった。○ヒーター管の端子や内部配線等のその他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡が認められなかったことから、製品に起因しない事故と推定される。  ( F 2 )	(受付:2018/02/06)
A201700755 2017-2275 2018/01/13  (事故発生地) 愛知県	コンセント	当該製品を焼損する火災が発生した。  (火災)	○当該製品が設置されていた部屋は、物置として使用され、長期間掃除されておらず、湿気も多かった。○当該製品に電気製品は接続されていなかった。○当該製品は、取付金具の一部が腐食し、内部にほこりの堆積が認められた。○刃受金具の片極に溶融痕が認められた。○取付金具の固定ねじに溶融痕が認められた。●当該製品は、内部にほこりが堆積したため、刃受金具と取付金具の固定ねじ間でトラッキング現象が生じ、出火したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。  ( F 2 )	(受付:2018/02/20)
A201700786 2017-2344 2017/12/28  (事故発生地) 三重県	ヘアドライヤー	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。  (火災)	○使用者は衣服を乾かすため、電源の入っていない電気こたつの中に衣服と当該製品を入れ、当該製品の電源スイッチを温風にし、その後外出のため、当該製品の電源スイッチを手探りで切った後、部屋を出る際に当該製品の電源コードに足が引っ掛かったとの申出内容であった。○当該製品は、電源スイッチが温風の位置で焼損していた。○当該製品本体の電源スイッチ、ファンモーター、ヒーター等の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。○電源コードはねじれが認められ、本体内部のコードプロテクター入口付近で断線し、溶融痕が認められた。●当該製品は、電源コードに過度な応力が加わって断線、スパークして出火した、又は電気こたつの中で衣類の乾燥に使用したため、温風により衣服等の可燃物が過熱されて出火したものと推定される。なお、取扱説明書には、「電源コードを傷つけたり、ねじったりしない。」、「人の毛髪の乾燥や整髪以外の使用はしない。」旨、記載されている。  ( E 2 )	(受付:2018/03/05)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A201700005 2017-0042 2017/01/23  (事故発生地) 山口県	石油ストーブ（開放式）	当該製品の給油タンクに給油後、当該製品に戻す際に灯油がこぼれ、建物1棟を全焼、2棟を類焼する火災が発生した。	○使用者が給油後、カートリッジタンクを運んでいた際に、灯油がこぼれて当該製品から出火した。○当該製品は全体的に焼損していた。○当該製品の燃焼筒にすずの付着は認められなかった。○しん案内筒の状態から、しんは消火位置まで下がっていたと考えられるが、事故時に当該製品が消火状態であったか、事故後に対震自動消火装置が作動したのかは判断できなかった。○油受皿に油漏れは認められなかった。○当該製品は給油時自動消火装置の搭載されていない製品であった。○カートリッジタンクは膨張しており、事故発生後、本体の近傍で確認された。●当該製品は、カートリッジタンクの給油口のロックが不十分であったため、使用者がカートリッジタンクを運んでいた際に灯油がこぼれて引火し、出火したものと推定される。 なお、取扱説明書には、「給油口は確実に閉め、給油口を下にして、油漏れがないことを確認する。」旨、記載されている。	(受付:2017/04/03)
A201700161 2017-0557 2017/05/04  (事故発生地) 北海道	ガスこんろ（都市ガス用）	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品はプッシュ式のガスこんろである。○事故発生時、当該製品の上にはカセットこんろが乗った状態であり、周囲にはカセットボンベや猫用のえさが散乱していた。○当該製品は全体的に焼損しており、特に背面側が著しく焼損していた。○左こんろの器具栓を確認したところ、内部のスピンドルは、操作ボタンが押されている状態で止まっていた。○当該製品内部、電気回路部分及びグリル庫内に出火の痕跡は認められなかった。○使用者は当該製品をほぼ使用していなかったが、ガス栓は開いた状態であった。●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2017/06/22)
A201700181 2017-0534 2017/06/17  (事故発生地) 香川県	カセットこんろ	飲食店で当該製品に他社製のカセットボンベを装着して使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が軽傷を負った。（A201700182と同一事故）	○当該製品は、IH調理器を内蔵したテーブルの上に置かれていた。○事故発生時の10分前に当該製品のこんろの火は消していた。○当該製品の底板表面には、IH調理器の加熱コイルと同じ径の焦げ跡が認められた。○事故発生時、当該製品に装着されていたカセットボンベの上部缶は、缶体内圧の上昇により生じた膨らみが認められた。○IH調理器は、コントロールスイッチの電源を入れると加熱が始まる仕様で、客が操作できる状態であった。●当該製品をIH調理器の上に置いて使用していたため、IH調理器のスイッチが入ったことで、当該製品に装着されていたカセットボンベが加熱され、ボンベの内圧が上昇して破裂したものと推定される。なお、取扱説明書には、「他の熱源（電気こんろ、魚焼きグリルの排気口、IH調理器）の上で使用や保管をしない。」旨、記載されている。	(受付:2017/06/29)
A201700182 2017-0620 2017/06/17  (事故発生地) 香川県	カセットボンベ	飲食店で当該製品を装着していた他社製のカセットこんろを使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が軽傷を負った。（A201800181と同一事故）	○当該製品は、IH調理器の上に置かれたカセットこんろに装着されていた。○事故発生時の10分前に当該製品を装着していたカセットこんろの火は消されていた。○当該製品を装着したカセットこんろの底板表面には、IH調理器のコイルと同じ径の焦げ跡が認められた。○当該製品の上部缶は、缶体内圧の上昇により生じた膨らみが認められた。○IH調理器は、コントロールスイッチの電源を入れると加熱が始まる仕様で、客が操作できる状態であった。●IH調理器の上に当該製品を装着したカセットこんろを置いて使用していたため、IH調理器のスイッチが入り、加熱された当該製品の内圧が上昇して破裂したものと推定される。	(受付:2017/06/29)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A201700449 2017-1474 2017/10/15  (事故発生地) 大阪府	ガスこんろ（都市ガス用）	当該製品を使用中、当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。	○当該製品の外観に異常は認められなかった。○天板の裏面とグリル内部の広範囲にすずの付着が認められた。○グリル受皿内に多数の焼損した食材残さが認められた。○グリル内の排気口周辺に油脂類が焼損した痕跡が認められた。○グリル開口部周辺の樹脂に焼損が認められた。○バーナー、器具栓等に出火の痕跡は認められなかった。●当該製品は、手入れ不足で内部に蓄積していた食材残さに着火し、グリル開口部周辺からあふれた炎によって本体内の樹脂等が焼損したものと推定される。なお、取扱説明書には、「グリル内に食品かすがあると発火する。」旨、記載されている。	(受付:2017/10/25)
A201700458 2017-1516 2017/10/20  (事故発生地) 東京都	屋外式（RF式）ガス瞬間湯沸器（都市ガス用）	飲食店で当該製品を汚損し、周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品の前方47cmの位置に面格子が設置されており、左方にはエアコンの室外機、上方には飲食店内からつながる換気ダクト、右方には壁があったため、通常の設置環境と比較して換気状態が悪い場所に設置されていた。○当該製品の排気口右端部から製品右側に約20cm、前方に約17cm離れた位置に設置されていたW i e F iボックスには、当該製品と面している箇所に焼損が認められた。○バーナー部の整流板の空気穴及び燃焼用ファンに多量のほこりが付着し、熱交換器のフィン間にはすずが堆積して閉塞していた。○電気部品に焼損は認められず、ガス及び水漏れも認められなかった。○使用者から「湯が出ない」旨の申出を受け、当該製品設置10か月後に燃焼用ファンを、2年後には熱交換器及びバーナー部を事業者が交換していた。○当該製品の給湯燃焼時間は1日当たり約5時間であり、1日の標準使用時間に対して約5倍であった。●当該製品は、飲食店で使用され、かつ、設置されてから2年後にはすず又はほこりが詰まって熱交換器及びバーナー部等が交換されるほど換気状態の悪い場所に設置されていたため、熱交換器のフィン間にすずが堆積して閉塞状態になり異常燃焼が生じ、事故に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「製品の寿命が短くなるため業務用のような使い方をしない。」旨、記載されており、工事説明書には、「不完全燃焼の原因となるため、周囲に障害物がなく、空気の流れが停滞することのない場所に設置する。」旨、記載されている。	(受付:2017/10/30)
A201700500 2017-1602 2017/10/30  (事故発生地) 大阪府	ガスこんろ（都市ガス用）	当該製品を点火したところ、当該製品が汚損し、周辺を焼損する火災が発生した。（A201700530と同一事故）	○ガスファンヒーターを使用中に当該製品を点火したところ、当該製品の下部から炎が出た。○使用者は当該製品の下部にガスファンヒーターに接続されたゴム管を通した状態で当該製品を使用していた。○ガスファンヒーターに接続されたゴム管は常時当該製品の下部に通されており、当該製品下部の中央付近でガス漏れ及び焼損が認められた。○当該製品にガス漏れ等の異常は認められなかった。●当該製品に異常は認められないことから、当該製品の下部を通っていたガスファンヒーターのゴム管が当該製品のグリル調理時に高温にさらされたことで熱劣化してガス漏れが発生し、ガスファンヒーター使用時に当該製品の左こんろを点火したことで漏れていたガスに引火したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2017/11/14)

経済産業省及び 消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生日月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は 消費者庁 受付年月日
A201700521  2017-1652  2017/10/24  (事故発生地) 神奈川県	カセットボンベ	当該製品を他社製のカセットこんろに装着して点火したところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。(A201700527と同一事故)	○使用者が当該製品をカセットこんろに装着し、器具栓つまみを回して点火しようとしたところ、ボンベカバー内部から出火した。○当該製品が取り付けられていたカセットこんろは、他社製品だった。○当該製品と事故発生時のカセットこんろでガス漏れ試験を実施したところ、ガス漏れは認められなかった。○当該製品のパッキンに亀裂、劣化等の異常は認められなかった。○当該製品及びカセットこんろともにJIS規格を満たしていた。●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品にガス漏れ等の異常が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2017/11/24)
A201700527  2017-1654  2017/10/24  (事故発生地) 神奈川県	カセットこんろ	当該製品に他社製のカセットボンベを装着して点火したところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。(A201700521と同一事故)	○使用者が当該製品にカセットボンベを装着し、器具栓つまみを回して点火しようとしたところ、ボンベカバー内部から出火した。○当該製品に接続されていたカセットボンベは、他社製品であった。○当該製品と正規品カセットボンベ、事故発生時のカセットボンベ及びその同等品をセットしてガス漏れ試験を実施したところ、ガス漏れは認められなかった。○当該製品及びカセットボンベともにJIS規格を満たしており、また、パッキンに亀裂、劣化等の異常は認められなかった。●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品にガス漏れ等の異常が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2017/11/24)
A201700530  2017-1682  2017/10/30  (事故発生地) 大阪府	ゴム管（都市ガス用）	ガスこんろを点火したところ、当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。(A201700500と同一事故)	○ガスファンヒーターを使用中にガスこんろに点火したところ、ガスこんろの下部から火が出た。○使用者はガスこんろの下部にガスファンヒーターに接続された当該製品を通した状態でガスこんろを使用していた。○当該製品は常時ガスこんろの下部に通された状態であり、ガスこんろ下部の中央付近で焼損及びガス漏れが認められた。○ガスこんろにガス漏れ等の異常は認められなかった。○当該製品は、焼損部以外の部分に劣化等の異常は認められなかった。○ガスこんろの底板の温度は、グリルに水を入れない状態で200℃を超えるため、当該製品が熱劣化してガス漏れが発生したものと考えられた。●当該製品は、ガスファンヒーターに常時接続された状態でガスこんろの下部に通されていたため、ガスこんろのグリル調理時に高温にさらされたことで熱劣化してガス漏れが発生し、ガスファンヒーターを使用時にガスこんろを点火したことで漏れていたガスに引火したものと推定される。なお、取扱説明書には、「ゴム管はガスこんろの下部を通さない。」旨、警告表記されている。	(受付:2017/11/28)
A201700548  2017-1723  2017/11/20  (事故発生地) 神奈川県	ガスこんろ（都市ガス用）	当該製品の周辺を焼損する火災が発生した。	○使用者が当該製品のグリルを使用後、グリル庫内から発火した。○使用者はグリル水受皿に水を入れないで使用すると誤認識していた。○使用者はグリル使用後に火を消したと勘違いしていた。○当該製品の外観（上下面、左右側面、前面、背面）に焼損痕跡及びびすの付着は確認できなかった。○グリル水受皿内の焼き網にすすが付着していた。○グリル庫内には長年の使用痕跡があり、高温による油脂の焼き付きが確認できた。●使用者が当該製品のグリル水受皿に水を入れずにグリルで調理後、グリルの火を消したと勘違いし、継続して加熱し続けたため、グリル内の油脂に着火し、事故に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「グリルを使うときは、グリル水受皿に水を入れる。」、「完全に消火したことを確認する。」旨、記載されている。	(受付:2017/12/05)



経済産業省及び 消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は 消費者庁 受付年月日
A201700577  2017-1780  2017/11/18  (事故発生地) 福岡県	カセットボンベ	当該製品を他社製のカセットこんろ（たこ焼き器用）に装着して使用中、爆発を伴う火災が発生し、当該製品の周辺を破損し、4名が火傷を負った。（A201700549と同一事故）	○事故発生時、カセットこんろに装着していた当該製品のほかに、破損したカセットボンベが見つかった。○当該製品には、容器ガイドや缶胴上下カシメ部に変形が認められた。○当該製品に、ガス漏れは生じておらず、耐圧性に異常は認められなかった。○カセットこんろの本体側板鋼板がバーナー室側からボンベ側に向けて変形する等、バーナー室側での破裂により変形した痕跡が認められた。○カセットこんろ内のバーナー室内にカセットボンベが入った状態での再現試験を行った後、事故発生時と同様な状況であった。●当該製品とは別のカセットボンベがカセットこんろ内部のバーナー室内に入った状態で使用したため、バーナー室内にあったカセットボンベが過熱して破裂したものと考えられ、当該製品にガス漏れ等の異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2017/12/15)
A201700586  2017-1800  2017/12/08  (事故発生地) 兵庫県	ガストーブ（ガスボンベ式）	当該製品にガスポンベを装着したところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が軽傷を負った。	○当該製品を使用中にガスがなくなったため、ガスポンベを交換する際に未使用のガスポンベを装着しようとしたところ出火したとの申出内容であった。○当該製品は、取っ手の取付部の樹脂が焼損、溶融していたが、その他の部位に異常は認められなかった。○ガスポンベは純正品を使用していた。○当該製品のガスポンベの接続部に異常は認められず、ガスポンベは正常に装着することができ、点火したところ正常に燃焼し、各接続部にガス漏れは認められなかった。○ガスポンベを回して切込部を横側にし、ガスポンベを少し傾けて接続部側に押す（正常ではない装着方法）とステムから液体燃料の漏れが認められた。●事故発生時の詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常は認められないことから、使用者が当該製品にガスポンベを装着し点火する際に、滞留していたガスに引火して周辺に延焼したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2017/12/20)
A201700607  2017-1837  2017/11/29  (事故発生地) 三重県	ガス栓（LPガス用）	飲食店で当該製品に接続していたガスレンジを交換中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、2名が火傷を負った。	○当該製品に接続されていたガスレンジを交換中、近くでガスこんろが使用されていた。○当該製品は気密性試験等が実施できる検査孔付の特殊なガス栓であった。○作業者は当該製品のつまみを閉止位置にして、ガスレンジとの継手を外した。○当該製品のつまみ内部が破損しており、つまみを閉止位置に戻しても内部の栓が回転せず、開放状態になっていた。○つまみ内部は手操作では容易に破損しない強度を有していた。●当該製品のつまみ内部が破損し内部の栓が開放状態になった時期は不明であるが、つまみ内部が破損していたため、つまみを閉止位置にしても内部の栓が閉止状態にならなかったものと考えられ、内部の栓が開放状態のままガスレンジとの継手を外したことから、ガスが流出して近くで使用していたガスこんろの火が引火したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2017/12/26)
A201700683  2017-2017  2018/01/14  (事故発生地) 東京都	半密閉式（FE式）ガス瞬間湯沸器（都市ガス用）	飲食店で当該製品を使用中、当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。	○飲食店厨房内で使用者が当該製品を使用して給湯中、当該製品の排気フードから出火し、当該製品の周囲の壁を汚損した。○当該製品の修理履歴は3回あり、1回目は部品を交換して使用継続できた。○2回目も部品を交換して使用継続できたが、事業者が現場改善要望書の発行及び注意ラベル（危険ラベル）を本体に貼り付け、使用者へ注意喚起を促した。○3回目は事故発生2か月前で、燃焼異常による修理依頼であったが、修理部品がなかったことから機器寿命の説明及び買換えの提案を再度使用者に行ったが、使用者は継続使用していた。○排気フード及びダクトの内部には、油脂と思われる物質が大量に付着していた。●当該製品は、事故以前から燃焼異常が発生しており、事業者は使用者に対して現場改善要望書の発行、危険ラベルの当該製品への貼付、機器寿命の説明及び買換えの提案を行っていたにもかかわらず、使用者が当該製品を継続使用したため、排気フード内の油脂が発火し、事故に至ったものと推定される。	(受付:2018/01/22)



経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A201700737 2017-2169 2018/01/11  (事故発生地) 東京都	石油ストーブ（開放式）	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、2名が軽傷を負った。	○事故現場は木造2階建ての6畳の部屋であった。○当該製品には可燃物が付着していた。○事故状況や可燃物の詳細については不明であった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、使用中の当該製品に可燃物が接触したため、可燃物が過熱されて出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2018/02/14)
A201700826 2017-2451 2018/03/07  (事故発生地) 三重県	石油温風暖房機（開放式）	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が重傷を負った。	○当該製品付近から「ボン」という音がし、当該製品の前面から見て右側に小さな炎が上がっていた。○当該製品周辺には焼損した雑誌、ライター、スプレー缶等が散乱していた。○当該製品は焼損していたが、内部の基板や配線は残っており、燃焼部に異常燃焼の痕跡はなく、出火の痕跡は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2018/03/23)
A201700841 2018-0020 2018/01/19  (事故発生地) 三重県	ガスこまろ（LPガス用）	建物1棟を全焼、4棟を類焼する火災が発生し、1名が軽傷を負った。現場に当該製品があった。（A201700738と同一事故）	○使用者は事故発生以前に当該製品を使用していたが火を消していた。○当該製品は前面と右側面が著しく焼損し、ガラス天板の前側が破損していた。○ガラス天板下側に取り付けられているアルミ薄板は多くが残っており、内部から出火した状況ではなかった。○操作部分と器具栓は焼損、溶融しているため、使用状況は確認できなかった。○グリル庫内に油脂等の炭化物は付着していなかった。●事故発生時の状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2018/03/29)
A201800005 2018-0029 2018/02/28  (事故発生地) 愛知県	石油温風暖房機（開放式）	当該製品及び建物を全焼する火災が発生した。	○給油後に点火操作を行ったがすぐに自動停止した。約2時間後に点火操作したところ当該製品から出火した。○当該製品内部及びその周辺からはガソリン反応が検出された。○給油を行った車庫には、灯油の入った樹脂製容器とガソリンの入った樹脂製容器が置かれていた。○当該製品は全体が焼損していたが、出火につながる異常は認められなかった。●当該製品に誤ってガソリンを給油したため、気化したガソリンに点火時の火花等が引火して出火に至ったものと推定される。なお、当該製品のカートリッジタンクには、「ガソリン使用禁止」の注意ラベルが貼付されている。	(受付:2018/04/03)







